

会 議 録

会議名	平成26年度第2回小金井市消費生活審議会（第9期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成26年11月27日(木) 午後2時～4時		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・皆川 孝子（会長職務代理者） 矢澤 朋香・中村 宜子・斉藤 浩 木下 牧子・土屋 和枝	
	その他	なし	
	事務局	藤本 裕 市民部長 當麻 光弘 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長 宮尾 麻里 消費生活係主事	
傍聴の可否	可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成26年度第2回小金井市消費生活審議会（第9期）会議次第

日時：平成26年11月27日（木）午後2時から

場所：小金井市前原暫定集会室 A 会議室

司会進行 経済課長

1 開会

市民部長あいさつ

2 議題

- (1) 委員の委嘱について
- (2) 自己紹介
- (3) 会長選出について
- (4) 会長職務代理者の指名について
- (5) 消費生活審議会関係報告および課題
  - ①消費生活審議会会議録の取扱いについて
  - ②消費者行政事業の概要
- (6) これからの消費者行政のあり方について
- (7) その他

3 閉会

配布資料 資料1 消費生活審議会会議録の取扱い  
資料2 消費者行政事業の概要  
資料3 平成25年度事業報告  
資料4 小金井市消費生活条例  
資料5 小金井市消費生活条例施行規則  
資料6 平成26年度事業予定  
資料7 平成27年度事業計画

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	定刻になったので、平成26年度第2回小金井市消費生活審議会（第9期）を開会する。委員改選後初めての審議会のため、本日の席順は委員選出区分別とさせていただいている。議事に先立ち、藤本部長に挨拶を願います。
部 長	《 挨拶 》
司 会	部長に消費生活審議会委員に対する委嘱状の交付を願います。 <部長から各委員に委嘱状を交付>
司 会	各委員及び事務局に自己紹介を願います。
各委員	自己紹介
事務局	自己紹介
司 会	新委員による初めての審議会であるため、会長が決まるまでの間、市民部長が会議次第に従って議事を進める。
部 長	議事に入る前に、会議の成立の可否について事務局から報告を願います。
事務局	現在委員定数は7名で、本日全員の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。
部 長	議題（3）「消費生活審議会会長の選出について」をお諮りする。消費生活条例第22条により、会長は委員の互選により定めるとされているので、推薦の方法について提案願いたい。
委 員	事務局一任
部 長	事務局一任とのご意見がありましたかよろしいか。
各委員	「異議なし」
部 長	ご異議がないので、事務局から推薦させていただく。
事務局	消費者教育支援センター専務理事富岡委員に会長をお願いしたい。
部 長	事務局からの提案通り、富岡委員を会長に選任してよろしいか。
各委員	「異議なし」
課 長	ご異議なしと認め、富岡委員を会長に決定する。会長が選任されたので、就任の挨拶を願います。
会 長	就任挨拶
課 長	会長が選任されたので議事進行を願います。

会 長	次の議題に移る。議題（４）「消費生活審議会会長職務代理者の指名」について、消費生活条例第２２条第３項に基づき、あらかじめ会長が指名するという事になっている。職務代理者には東京都多摩消費生活センター所長皆川委員にお願いしたい。よろしいか。
各委員	「異議なし」
会 長	お認めいただいたので、皆川委員を会長職務代理者として指名する。職務代理者に挨拶をお願いする。
会長職務代理者	就任挨拶
会 長	続いて議題（５）「小金井市消費生活審議会の関係報告および課題について」①「消費生活審議会会議録の取扱いについて」について事務局から説明を求める。
事務局	<p>配付資料１「消費生活審議会会議録の取扱い」を基に、消費生活審議会会議録の取扱いについて説明する。</p> <p>小金井市では、市民参加条例第７条で「会議録の公開」が求められている。本審議会の会議録はこれまで、平成１８年１０月１１日に開催された消費生活審議会承認された「消費生活審議会会議録の取扱い」により、「会議内容の要点記録」の方法で作成している。</p> <p>１ 会議録の公開等について（２）⑪に発言内容・発言者名とあるが、これは委員の個人名ではなく会長、委員といった表現で作成するので自由な意見をお願いしたい。</p>
会 長	会議録の作成については要点記録で作成することでよろしいか。
委 員	了承
会 長	本審議会は要点記録で行なうことを確認する。
	続いて議題（５）②「消費者行政事業の概要」について、事務局から説明を求める。
事務局	資料２「消費者行政の概要」、資料３「平成２５年度事業概要」を基に説明する。
会 長	質問はあるか。
会長職務代理者	一日生活教室の料理教室は参加者から費用を集めているか。
事務局	材料費として５００円徴収している。
会長職務代理者	都でも食育講座を実施しているが、ただの料理教室だと思って来る人が多い。消費者教育の観点から言えば食育は重要な分野なので、名称は「料

理教室」より「食育講座」の方がふさわしいのではないかと思います。

会 長

続いて議題（６）「これからの消費者行政について」に移る。事務局から説明をお願いしたい。

事務局

資料６「平成２６年度事業」、資料７「平成２７年度事業計画」を基に説明する。

会 長

高齢者戸別訪問について、福生市で行った結果、良い点、悪い点はあったか。また、掛かった金額はどのくらいか。

事務局

成果は数字では表しにくいところだが、福生市では平成２５年度はオレオレ詐欺防止の啓発として行い、活性化基金を使い総額で約１，３００万円掛かったと聞いている。小金井市では悪質商法被害の未然防止に主眼を置いて行う予定で、活性化基金の１事業の上限である１，５００万円を実施する予定である。

会 長

これだけの金額がかかるので、福生市の結果を踏まえて検討し、しっかりとした成果を出して欲しい。

また、学校の先生対象の啓発は国でも消費者教育推進会議で文部科学省職員を交えて議論している。先生自身も消費者問題について勉強する機会がない。柱として高齢者被害対策と、もう１つの柱として小・中・高校の学校の先生を対象とした啓発を考えてほしい。

次回の審議会までには予算的な部分もはっきりしてくると思うので、検討いただきたい。

市内に住む委員の方からも意見をお願いしたい。一般の市民の方の意見は表に出てきにくいので、地元のことを良くご存知の皆さんに審議会で意見を出していただき、事務局に事業に反映してもらわなければならない。

委 員

資料７の表は具体的にはどういった被害内容でどのくらいの金額なのか。１件ごとの被害内容が具体的に分かっていると価格が相場と違うとなれば詐欺と気づくのに役立つのではないか。

事務局

資料７、平成２５年度の８件の内訳は架空請求３件、還付金詐欺２件、類似詐欺３件。

会 長

この表には商品売買がらみの被害は入っていないが、ＳＦ商法のように人を集めて無料でティッシュペーパーやパン等をプレゼントして精神的に高揚させ、最後に布団等を相場より高く買わせるという悪質商法もある。帰って落ち着いてから高額だったと気付くということもあるので、一概に

金額だけで判断するのは難しい。被害に遭わないためにはそういうところに行かないことと、タダより高いものはないという知識をつけることだ。ただ、研修等をやっても、市民がどれくらい知って活用しているかということだ。活性化基金で高齢者戸別訪問をするということなので、高齢者に上手く浸透するよう工夫してほしい。

委員 近所で工事があると必ず業者が来て、すぐに家を修理しないと大変なことになると恫喝的に言ってくる。近所で聞くと、高齢者が考える暇を与えられないまま契約させられて被害に遭っているようだ。

会長 工事でも訪問販売ならクーリング・オフが可能である。床下換気扇工事やリフォーム工事など、そういった事例は全国でも大変多く、主に高齢者が狙われている。悪質業者は同じ人に何件も工事を契約させたり、名簿を作って高く売ったりしている。悪質業者の手口を知っていれば防げるので教育が必要であるし、消費生活相談窓口を知っていればそこまで被害が重なることもない。高齢者キャンペーンでいかに周知できるかだ。

委員 少し前だが、自分の子どもが被害に遭いかけたことがある。1人は友達の紹介で布団を買わされそうになり、家族に話して事前に気付いたが、もう1人は被害に遭ってしまった。男性には女性を、女性には男性を使って近づいてくるようだ。今でもこういった事例はあるのではないか。

会長 誰しも素敵な異性には弱いものだが、優しくして仲良くなり、アクセサリーなどを売りつける手口がある。若い人には学校教育の中で教えていかなないと被害を防げない。お金を払ってしまったら取り戻すのは難しい。

委員 デート商法などは取り締まる法律はあるか。途中で騙されていると気付いた場合、法で規制されていればそれを理由に断りやすいのではないか。

会長 消費者契約法という法律はあるが、契約を取り消すことができるもので、業者を取り締まるものではない。

会長職務代理者 本人がおかしいと思わなければ被害に気付くことはできない。周りの人が気付いてあげることも大事だと思う。

会長 法律を作っても、悪質業者はその隙間を突いてやっている所以結局イタチごっこになってしまう。自分を守るという意味でも勉強しないといけないということだ。

委員 よくオレオレ詐欺などで何も知らない若い人がお金の受取り役をやって逮捕されるというニュースを聞くが、バイト感覚でやっていて罰せられる

という認識がないのではないか。本人の将来に響くということも含めて自分ごととして考えさせるように、事例を使って具体的な啓発をした方が良い。

会長職務代理者 中学生にもなれば薄々分かっていると思う。学校の中で紹介されたりしているようだ。

会 長 簡単に何万円も貰える仕事は危ないと分かっているなければいけないが、ばれなければ楽をして稼げると思っているのではないか。世の中なかなか怖い状況にあるが、いちいち手取り足取り教えることはできないので、学校教育、家庭教育、社会教育の中で勉強する機会を設け、自立させるしかない。

ただ、学校の先生も消費者問題は勉強してきていないのが現状だ。消費者教育推進法ができたので、教員向けの研修等、学校の中でもやらなければいけない。学校が取り組みを行うなら活性化基金が活用できるのだが、教育委員会は基金を使えることを知らないことが多い。行政の中で連携を取り、情報を流して周知していくことが求められる。

消費者センターに寄せられる相談は全国で年間約90万件あるが、消費者センターに相談するのは被害者100人のうちの4～5人とされているので、実際の件数はもっと多いと考えられる。

委 員 警察のやっている協議会に参加しているが、若者と高齢者で被害対策が違っていた。高齢者には相談できる電話番号が書かれたものを配布し電話機の前に置いてもらい、何かあったらとにかく連絡してもらおうようにしていた。相談できるところを作ってあげるといふことのようなのだ。若者向けには警察でビデオを作っているようで、内容もドラマ仕立てで面白く、良く出来ていた。ネットでも公開しているので学校でも家庭でも見ることができる。こういったものを学校で見せるなど、お金をかけずに、ある物を有効に活用していくと良いのではないか。

会 長 若者向けには行政の中で教育委員会と連携を取らなければいけないだろう。教育委員会はいろいろなことをやらなければいけないので、消費者教育をすぐやるとは言わないのが現状だ。先生自身に重要な項目だと認識してもらい必要がある。

高齢者向けには小金井市でもメモ帳を作っているので電話機のところに設置すれば良いと思う。ある自治体では電話機に録音装置をつけて対策して

いるようだ。昭和50年代に豊田商事事件という、高齢者にすごく親切にして何千万円も巻き上げた事件があった。特に高齢者だけの世帯は他との接点が少なく、親切にされるとこんなに優しい人に悪い人はいないと思って騙されてしまう。

委員

私は小金井にずっと住んでいて、かつ地元の繋がりがあるので、何かあれば情報が伝わってくる。親とも同居しているので家族で話をして情報が共有できているが、新しく引っ越してきた人は核家族が多い。子どもがいるとか地域で仕事や活動をしているとかがあれば地域との繋がりがあるが、そういったことがなければ地域での話し相手が出来ないと思う。そうすると、そんなことで、と思うようなことで騙されたという話も聞く。

また、家でそういう被害について話をしたら、高齢の母は電話を取るのを怖がっていた。今はそれぞれ携帯電話を持っているので、家の電話にはそれほど大事な電話は入ってこない。

会長

高齢者のみの世帯、特に1人の世帯は、情報が入ってこないために被害が起きると言える。来年度の高齢者キャンペーンではこういった問題に対して少しでも被害が減るように工夫していただきたい。

他に何かあるか。

会長職務代理者

実施事業の中で、多重債務110番はただ実施するだけでなく、税務担当部署と連携を図るべきだ。他の自治体で実施しているところがあるが、税の滞納者の中には多重債務によって税金を払えない人もいるので、これを相談に繋げて解決すれば、市民にも行政にも良いことになる。

事務局

納税窓口等に相談室のチラシを送付し、窓口に来た人に案内してもらっている。今後も継続していきたい。

会長職務代理者

同様に大学訪問や包括支援センターの訪問についても、訪問するだけに留まらず、出前寄席にするなど、啓発の機会と捉え強化していただきたい。

また、中学生のための消費者スクールは今年度はどういう内容を予定しているか。

事務局

前年度は11月には東京経済大学の島田先生、村先生をお招きして行い、3月には東京都のコンシューマーエイドを活用して行った。今年度は緑中で実施を予定しており、相談員を講師として各クラス単位で行う予定である。

会長職務代理者

資料7に「高齢者の見守り」とあるが、消費者部門と福祉部門と連携し

た見守りネットワークを考えると良いと思う。いつも洗濯物を干していた家がしばらく干していないなどの地域の気付きを活かせば、それが見守りに繋がっていく。

また、福生市のキャンペーンは今年度、悪質商法と振り込め詐欺対策の内容で実施している。先例を良く研究して活かしてほしい。

会 長  
事務局

他に意見が無いので、議題（7）その他に移る。事務局から何かあるか。  
特に他の議題はないが、委嘱後初めての審議会なので、委員の方々からご意見等があれば承りたい。

会 長  
各委員

何か意見はあるか。

なし

会 長

特に意見が無いため、議題（7）を終了する。

本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階 議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階 経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階 情報公開コーナー